

## 耕畜連携粗飼料増産対策事業実施に係る運用について

平成22年4月26日付け22生畜第301号  
農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知

耕畜連携粗飼料増産対策事業の実施に当たっては、耕畜連携粗飼料増産対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生畜第2065号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という。）、耕畜連携粗飼料増産対策事業実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2066号農林水産省生産局長通知、（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この運用通知に定めるところによるものとする。

### 第1 助成要件等

#### 1 助成金の計算方法

(1) 実施要領第5の式（以下、「助成額計算式」という。）中の「助成対象面積」とは、実施要領第4の3に規定する助成の対象となり得る水田等において、助成対象者が権原に基づいて飼料作物の生産等の取組を行った面積又は実施要綱別紙の主要作業の欄に掲げる主要作業の実施により実施要綱別紙の取組要件を満たす取組を行った面積をいう。単位は平方メートルとし、小数点以下は切り捨てとする。

(2) 助成額計算式中の「単価」は、13千円／10aを上限として地域協議会長が定めるものとするが、一度定めた単価は原則として変更することはできないものとする。

また、最終的な実績額が配分額を上回る場合は、実績額≤配分額となるよう、単価を調整するものとする。

なお、都道府県協議会長は地域協議会の助成単価の検討・決定の参考とするため、配分基準単価を設定、又は都道府県内の地域協議会の同意を得た上で統一単価を設定できるものとする。

#### 2 飼料作物の生産等に係る耕作者等の要件

実施要綱別紙の助成対象者の欄の本事業の取組の主要作業の過半の実施については、同別紙の取組内容の欄の1、2及び4の取組であって、実施要領第4の3に規定する助成の対象となり得る水田に係る権原を有する者と主要作業を実施する者との協議により飼料作物の生産等に係る耕作者等が決定される場合は、この限りではないものとする。

#### 3 取組要件の確認方法等

実施要綱別紙の取組内容の欄の各取組における取組要件の確認の方法は、次に定めるとおりとする。

(1) 助成対象面積は、実施要綱第7の1の耕畜連携営農計画書の記載内容について、記載された飼料作物が実施要領別紙1等に定める飼料作物の範囲に適合しているかどうか、ほ場の本地面積が正確であるかどうか、当該ほ場が助成の対象となり得る水田であるかどうか、記載された飼料作物の生産等の取組が行われているかどうか等を、公的資料との照合、現地見回り等により確認するものとする。

また、実際の取組の状況を収穫期に近い時期（「水田放牧の取組」にあっては放牧期間中、「資源循環の取組」及び「畑不作付地等への新規作付拡大」にあっては生産される飼料作物の収穫期及びたい肥散布時期に近い時期）に確認するものとする。

(2) 実施要綱別紙の助成対象者の欄の「認定農業者」及び「特定農業団体」については、その認定が耕畜連携営農計画書の提出期限までに行われているかどうかを市町村に照会することにより確認するものとする。

(3) 実施要綱別紙の助成対象者の欄の「主要作業過半を実施」しているかどうかについては、作業日誌等により確認するものとする。

ただし、実施要綱施行前に行った行為については、必ずしもこれによらなくてもよいものとする。

(4) 実施要綱別紙の助成対象者の欄の(2)の組織の形態については、定款、規約等の写しの内容により確認するものとする。

(5) 各取組の要件を満たしているかどうかについては、次に定める方法により確認するものとする。

ア 実施要綱別紙の取組内容の欄の1の取組要件については、「わらが確實に飼料に利用」されているかどうかについては、利用供給協定書の写し、聴き取り等により、「その子実が飼料用又は種苗用として利用」されているかどうかについては、水田利活用自給力向上事業による飼料用米の助成対象となっているかどうかや、契約書等により確認する。

イ 実施要綱別紙の取組内容の欄の2の取組要件については、利用供給協定書の写し、入退牧時の現地見回り等により確認する。

ウ 実施要綱別紙の取組内容の欄の3の取組要件の欄の1については、耕畜連携営農計画書及び利用供給協定書の写し、現地見回り、利用供給協定締結先への聴き取り等により確認する。

エ 実施要綱別紙の取組内容の欄の3の取組要件の欄の2及び3については、公的資料、農業委員会による調査等により確認する。

オ 実施要綱別紙の取組内容の欄の3の取組要件の欄の4については、作業日誌、現地見回り、利用供給協定締結先への聴き取り等により確認する。

カ 実施要綱別紙の取組内容の欄の4の取組要件の欄については、作業日誌、現地見回り等により確認する。

(6) 実施要領第4の3の「助成の対象となり得る水田等」かどうかについては、次に定める方法等により確認するものとする。

ア 水稲の作付けが行われたかどうかについては、戸別所得補償モデル対策にお

ける確認結果や、現地見回り、聴き取り等により確認する。

イ 実施要綱第4の3の(1)のイの「取組の前年度に作物の作付が行われていない畑又は綠肥作物のみの作付が行われていた畑」であることについては、表作、裏作の別に判断することとする。

## 第2 事業実施の手続

事業実施の手続きについては、実施要領第7に定めるもののほか、次に掲げる手続きにより、実施するものとする。

### 1 計画書の作成等

#### (1) 農畜連携地域計画書の作成と承認

ア 実施要綱第7の2の(2)の事業実施主体から地方農政局長等への協議は、実施要綱第7の2の(1)により申請のあった農畜連携地域計画書の内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内に、別紙様式第1号により行うものとする。

イ 地方農政局長等は、アにより協議のあった農畜連携地域計画書の内容が適切であると認められる場合には、速やかに事業実施主体に回答を行ない、その回答を受けた事業実施主体は、地域協議会長に承認する旨を通知するものとする。

ウ イの通知を受けた地域協議会長は、速やかに助成金の交付の対象となり得る者に農畜連携地域計画書の内容を周知するものとする。

#### (2) 農畜連携地域計画書の変更

ア 事業実施主体は、実施要綱第7の2の(3)により変更申請を受けた場合、原則として7月15日までに別紙様式第2号により地方農政局長等へ変更に係る協議を行うものとする。

ただし、関連事業との整合性を図る観点等、やむを得ない場合については、この期日を過ぎて協議を行うことができるものとする。

イ 地方農政局長等が行う事業実施主体への回答、事業実施主体から地域協議会長への承認等については、(1)のイ及びウに準じて行うものとする。

#### (3) 農畜連携営農計画書の作成と提出

ア 地域協議会は提出のあった農畜連携営農計画書を精査し、その確認結果を踏まえて助成額を計算し、事業実施主体が定める日までに、事業実施主体が別途定める業務方法書に基づき、都道府県協議会長に交付を申請するものとする。

なお、原則として農畜連携営農計画書は、自らが参加する認定方針作成者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第5条第1項の認定を受けた生産調整方針作成者をいう。）を経由して、助成金を受けようとする地域協議会長に提出するものとし、個別農業者で自らの生産調整方針を作成している認定方針作成者は直接地域協議会に提出するものとする。

イ 農畜連携営農計画書の提出期限は、地域協議会長が設定するものとし、提出期限以降に助成要件を満たしているかどうかを確認するために必要な書類については、地域協議会が、適宜、営農計画書の作成者から提出を求めるものとす

る。

- ウ 地域協議会長は、耕畜連携営農計画書の提出を受けた後、その内容を変更しようとする者の申し出を受けたときは、助成要件の確認、助成金の申請額の集計等に支障が生じないと自ら判断した場合、その申し出を認めることができる。
- エ 事業実施主体が定める提出期限までに助成要件を満たしているかどうかを確認できなかつたものについては、実施要領第9の実施状況報告書の提出期限までに事業を完了させるために必要な日数を勘案し、確認を終了させるものとする。
- オ 当該耕畜連携営農計画書の作成者への助成額の計算及び助成要件の確認は、耕畜連携営農計画書の提出を受けた地域協議会が行うものとし、必要に応じ当該耕畜連携営農計画書の作成者が耕作等をしている水田等が所在している地域協議会等に現地確認等の協力を求めるものとするが、耕畜連携営農計画書の提出を受けた地域協議会長が助成要件の確認を行うことが不可能であると判断した場合には、当該耕畜連携営農計画書の作成者の了解を得た上で、当該耕畜連携営農計画書の提出者の助成対象からの除外又は当該耕畜連携営農計画書の提出者の助成対象面積の一部除外を行う。
- カ 地方農政局長等は、予算の適正かつ円滑な執行等の観点から必要と認める場合には、耕畜連携営農計画書の提出状況等について都道府県協議会を通じ、適宜、必要な報告を求めることができる。
- キ アの申請を受けた都道府県協議会長は、助成額の計算に誤りがないか等内容を審査し、適正と認められる場合には、業務方法書に定めるところにより、取組面積助成事業に係る助成金を交付するとともに、地域協議会長に通知するものとする。

## 2 業務方法書の作成及び承認の手続

- (1) 実施要領第6業務方法書は、別紙様式第3号により承認を申請するものとする。
- (2) (1)の申請を受けた地方農政局長等は、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、事業実施主体に通知するものとする。
- (3) (2)により承認の通知を受けた事業実施主体は、速やかに当該事業実施主体の区域の地域協議会長に業務方法書の内容を通知するものとする。
- (4) 実施要綱第6の2の変更の承認の申請は、(1)に準ずるものとし、この場合において、地方農政局長等が行う都道府県協議会長への承認等については、(2)に準じて行うものとする。承認の通知を受けた都道府県協議会長は(3)に準じて地域協議会長に通知するものとする。

## 第3 助成金の返納

- 1 助成金を受けた者が、地域協議会から助成金を受けた後に助成要件を満たさないこと等が判明した場合は、助成額の全額又は一部を地域協議会に速やかに返還するものとする。

2 地域協議会は、1の返納があった場合又は都道府県協議会から助成金を受けた後、当該地域協議会が事業の推進に実際に係った経費が都道府県協議会長に請求したときに必要であるとした経費の額を下回った場合には、余剰となった助成金を都道府県協議会長に返納するものとする。

3 都道府県協議会長へ助成金を返納しようとする地域協議会長（以下「助成金返納者」という。）が、都道府県協議会長へ助成金を返納する場合は、別紙様式4号により行うものとし、都道府県協議会長は別紙様式第5により返納期日等について助成金返納者に通知するものとする。

なお、都道府県協議会は、助成金の返納があった場合は速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### 第4 事業の実施状況報告等

実施要領第9の2の都道府県協議会長から地方農政局長等への報告は、都道府県協議会長が報告を受けた日から10日以内に提出するものとする。

#### 第5 書類の取り扱い

##### 1 関係書類の閲覧

都道府県協議会は、必要に応じて、地域協議会に対して都道府県協議会が地域協議会に対して行った各助成措置に係る経理内容を調査し、当該助成措置の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めるものとする。

##### 2 経理事務指導

都道府県協議会は、必要に応じて、地域協議会に対し、都道府県協議会が地域協議会に対して行う各助成措置に係る経理が適切に行われるよう、必要な指導を行うものとする。

##### 3 証拠書類の保管

都道府県協議会地域協議会及びその会員は、耕畜連携粗飼料増産対策事業の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、各助成措置に係る助成金の交付が完了した年度の翌年度開始の日から起算して5年間保管するものとする。

##### 4 都道府県協議会及び地域協議会の業務運営の透明性の確保

都道府県協議会及び地域協議会は、耕畜連携粗飼料増産対策事業に係る手続に関する規定、事業計画、活動報告その他耕畜連携粗飼料増産対策事業を実施する上で定めた計画等について、インターネット、広報誌等により公開に努めるものとする。

また、この措置を実施するに当たり、国、都道府県、市町村並びに都道府県協議会及び地域協議会の会員のうち都道府県及び市町村以外の者は、都道府県協議会及び地域協議会に協力するものとする。

附則（平成22年4月26日付け22生畜第301号）

- 1 この運用は、平成22年4月26日から施行する。
- 2 平成22年4月1日からこの運用に基づき事業を実施している場合については、この運用による補助とみなす。

別紙様式第1号

番号  
年月日

〇〇農政局長  
沖縄総合事務局長 殿  
北海道農政事務所長

住所  
〇〇県（都道府）推進協議会  
会長 印

平成〇〇年度耕畜連携粗飼料増産対策事業の実施に係る  
耕畜連携地域計画書の協議について

平成〇〇年度耕畜連携粗飼料増産対策事業の実施に係る耕畜連携地域計画書について、  
下記のとおり提出があったので、耕畜連携粗飼料増産対策事業実施要綱（平成22年4月  
1日付け21生畜第2065号農林水産事務次官依命通知）第7の2の（2）の規定に基  
づき、協議する。

記

| 番号 | 地域協議会の名称 | 会長の氏名（所属する組織の名称・職名） | 関係市町村名 | 耕畜連携地域計画書の内容 | 備考 |
|----|----------|---------------------|--------|--------------|----|
|    |          |                     |        | 別紙のとおり       |    |

- 注1：地域協議会の構成市町村が変更になった協議会から新たに申請があった場合は、  
「備考」の欄にその旨記入すること。  
2：耕畜連携粗飼料増産地域計画の内容は、各地域協議会から提出された耕畜連携地  
域計画書を添付すること。

別紙様式第2号

番号  
年月日

〇〇農政局長  
沖縄総合事務局長 殿  
北海道農政事務所長

住所  
〇〇県（都道府）協議会  
会長 印

平成〇〇年度耕畜連携粗飼料増産対策事業の実施に係る  
耕畜連携地域計画書の変更協議について

平成〇〇年度耕畜連携粗飼料増産対策事業の実施に係る耕畜連携地域計画書について、  
下記のとおり提出があったので、耕畜連携粗飼料増産対策事業実施要綱（平成22年4月1  
日付け21生畜第2065号農林水産事務次官依命通知）第7の2の（3）の規定に基づ  
き、変更を協議する。

記

| 番号 | 地域協議会の名称 | 会長の氏名（所属する組織の名称・職名） | 関係市町村名 | 耕畜連携地域計画書の変更内容 | 備考 |
|----|----------|---------------------|--------|----------------|----|
|    |          |                     |        | 別紙のとおり         |    |

注1：耕畜連携粗飼料増産地域計画の変更内容は、各地域協議会から提出された耕畜連  
携地域計画書を添付すること。

別紙様式第3号

番号  
年月日

〇〇農政局長  
沖縄総合事務局長 殿  
北海道農政事務所長

住所  
〇〇都道府県協議会  
会長 【印】

〇〇県（都道府）協議会耕畜連携粗飼料増産対策事業業務方法書の承認申請について

〇〇県（都道府）協議会耕畜連携粗飼料増産対策事業業務方法書を別添のとおり作成したので、  
耕畜連携粗飼料増産対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生畜第2065号農林水産  
事務次官依命通知）第6の1の規定に基づき、承認を申請する。

添付書類 〇〇県（都道府）協議会耕畜連携粗飼料増産対策事業業務方法書

別紙様式第4号

番 号  
年 月 日

○○県（都道府）協議会長 殿

地域協議会長 印

平成○○年度耕畜連携粗飼料増産対策事業の助成金の返納について（申請）

平成○○年度耕畜連携粗飼料増産対策事業について、下記のとおり助成金に残余（不用）が生じ、金○○○○円を返納したいので、承認されたく申請する。

記

1. 事業名：

2. 事業実施期間

3. 返納額 金 円

4. 取組内容

| 取組内容                       | 事業量 | 返納額の算定                                                   |
|----------------------------|-----|----------------------------------------------------------|
| (記載例)<br>わら専用稲の生産・<br>飼料利用 | ○ha | 既受領額 ○○円 (○円/10a×△ha)<br>取組実績 △△円 (○円/10a×◇ha)<br>差引 □□円 |

※県（都道府）協議会長が、別途作成する様式に代えるえることができるものとする。

別紙様式第5号

番号  
年月日

地域協議会長 殿

住所  
〇〇県（都道府）協議会  
会長 印

平成〇〇年度耕畜連携粗飼料増産対策事業の助成金の返納について（承認）

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇号で申請のあったことについては、〇〇県（都道府）  
協議会耕畜連携粗飼料増産対策事業業務方法書第〇の規定に基づき、承認する。

なお、申請のあった返納額金〇〇〇〇円については、〇〇県（都道府）協議会長が別途  
指示するところにより、平成〇〇年〇月〇日までに返納するよう、申し添える。

※県（都道府）協議会長が、別途作成する様式に代えることができるものとする。